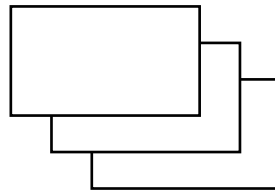


択一で逃げ切る講座ガイダンス

Asakura Minimum Text

民法 -*Civil law*-

第三編 担保物権



第6章

非典型担保

第1節 譲渡担保

1 譲渡担保の意義

債務者又は第三者（物上保証人）に属する所有権その他の財産権を、形式上債権者に移転し、履行期までに債務を履行することによって、その権利が設定者に復帰することができる形式の担保をいう。

たとえば、動産については原則として抵当権を設定することはできず、また、質権の場合は、目的物を債権者へ移転する必要がある。そこで『譲渡担保』の方法によれば、債務者としては、動産を手元に残し有効利用したまま目的物を担保に供することができるため、資産を有効活用することができる。

また、債権者としても、債務不履行の際にはそのまま所有権を取得すればよく、担保権の実行方法が簡易迅速に処理できる点にメリットがある。

2 譲渡担保の対抗要件

- 目的物が『動産』の場合 …… 引渡し（178）（※）
『不動産』の場合 …… 登記（177）
『債権』の場合 …… 債権譲渡の通知・承諾（467）
（※） 動産の対抗要件の引渡しは占有改定を含む（最判昭30.6.2）。

27-8

3 譲渡担保の法的構成

所有権的構成 （大連判大 13.12.24）	目的物の所有権は譲渡担保権者に完全に移転し、譲渡担保権者は設定者に対して目的物を担保目的を超えて行使してはならないという債務を負う。
担保権的構成 （通説）	譲渡担保権者は、担保権の設定を受けたにすぎず、目的物の所有権は設定者にとどまっている。

12-17

11-9

4 譲渡担保権設定者・譲渡担保権者の義務

(1) 譲渡担保権設定者の義務

設定者は担保保存義務を負う。設定者が、目的物を滅失・損傷した場合、第三者に目的物を譲渡し即時取得させた場合には、損害賠償義務を負う。損害賠償責任の内容は、所有権的構成によれば所有権侵害を理由とする不法行為責任又は債務不履行である。

(2) 譲渡担保権者の義務

譲渡担保権者は設定者に対して目的物を担保目的以外には利用しないという契約上の義務を負う。

5 目的物処分の効力

【事例 1】

- 譲渡担保権者 B が **弁済期前** に第三者 C に対して目的物を売却した場合



	動産	不動産
所有権的構成	第三者は、譲渡担保権の存在につき 善意・悪意を問わず ，所有権を取得する（大判大 9.9.25）。	同 左
担保権的構成	原則：第三者は所有権を取得しない。 例外：即時取得（192）の要件を満たすことにより完全な所有権を取得する。	原則：第三者は所有権を取得しない。 例外：94 条 2 項類推適用により所有権を取得する。

cf. 譲渡担保権者 B が **被担保債権の弁済後** に第三者 C に対して目的物を売却した場合

⇒ (所有権的構成)

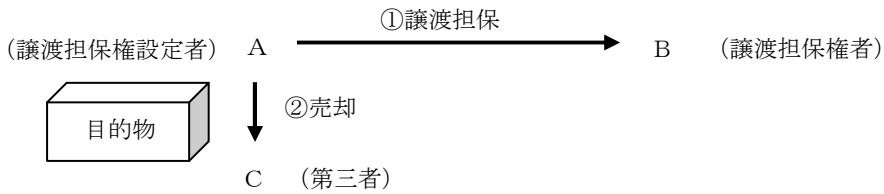
譲渡担保権設定者と第三者は対抗関係に立つため、第三者が **背信的悪意者** ではない限り、上記事例 1 の結論と同じ（最判昭 62.11.12）。 27-15

⇒ (担保権的構成)

上記事例の結論と同じ。

【事例 2】

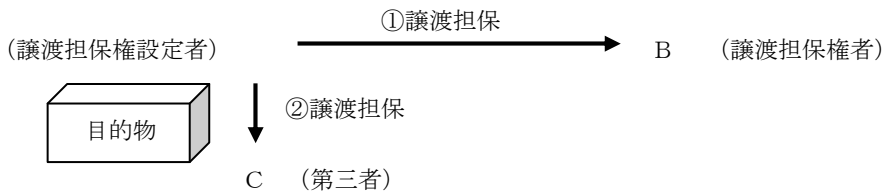
- 譲渡担保権設定者 A が **弁済期前** に第三者 C に対して目的物を売却した場合



	動産	不動産
所有権的構成	原則：第三者は所有権を取得しない。 例外：即時取得（192）の要件を満たすことにより完全な所有権を取得する。	第三者は所有権を取得しない。
担保権的構成	原則：第三者は原則として譲渡担保権付の所有権を取得する。 例外：即時取得（192）の要件を満たすことにより完全な所有権を取得する。	原則：第三者は譲渡担保権付の所有権を取得する。

【事例 3】

- 譲渡担保権設定者 A が **弁済期前** に第三者 C に対して譲渡担保権を設定した場合



	動産	不動産
所有権的構成	原則：第三者は譲渡担保権を取得しない。 例外：即時取得（192）の要件を満たすことにより完全な譲渡担保権を取得する。	第三者は譲渡担保権を取得しない。
担保権的構成	原則：第三者は第 2 順位の譲渡担保権を取得する。 例外：即時取得（192）の要件を満たすことにより B の譲渡担保権が消滅し第一順位の譲渡担保権者となる。	第三者は第 2 順位の譲渡担保権を取得する。

6 譲渡担保権の実行方法

譲渡担保権の実行方法としては、裁判によることなく、次の2種類の方法によって行われる。裁判によらないため、これらは私的実行と呼ばれている。

(1) 帰属清算型

譲渡担保権者が目的物の所有権を自己に帰属させることにより、代物弁済的に債権の満足を得、目的物の評価額と債権額の差額を清算する方法。

(2) 処分清算型

譲渡担保権者が目的物を第三者に売却して、売却代金から債権の満足を得、売却代金と債権額の差額を清算する方法。

⇒ 帰属清算型と処分清算型、どちらの方法を選択するかは、当初の譲渡担保契約において定める。

なお、清算金の支払と目的物の引渡しは、同時履行の関係に立つ(最判昭46.3.25)。

27-15

7 受戻権

(1) 意義

受戻権とは、譲渡担保権の実行により譲渡担保権者が目的物の所有権を取得した場合であっても、清算金の支払い(帰属清算型)又は第三者への処分(処分清算型)があるまで、譲渡担保権設定者が被担保債権を提供し所有権を取り戻すことができる権利をいう。受戻しは、譲渡担保権の実行(私的実行)を完了させるまでの間に限りすることができる。

21-15

26-15

(2) 受戻権の喪失時期

i 帰属清算型の場合

目的物の適正評価額が債務額を上回るときには、債権者が債務者に対し、清算金の支払又はその提供をした時、目的物の適正評価額が債務額を上回らないときには、その旨の通知をした時(最判昭62.2.12)

ii 処分清算型の場合

処分の時(最判昭57.1.22)

(3) 目的物の譲渡と受戻権

i 弁済後の譲渡

不動産を目的とする譲渡担保契約において、設定者から譲渡担保権者への所有権移転登記が経由された場合、被担保債務の弁済等により譲渡担保権が消滅した後に目的不動産が譲渡担保権者から第三者に譲渡されたときは、第三者がいわゆる背信的悪意者に当たる場合は各別、そうでない限り、譲渡担保設定者は、登記がなければ所有権を第三者に対抗することができない(最判昭62.11.12)。

ii 弁済前の譲渡

不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、①債権者は譲渡担保契約が帰属清算型であると処分清算型であるかを問わず、目的物を処分する権能を取得する。②債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として譲受人は目的物の所有権を確定的に取得する。③債務者は清算金がある場合に債権者に対してその支払を求めることができるにとどまり、残債務を弁済して目的物を受け戻すことができなくなる。④この理は譲受人たる第三者が背信的悪意者であっても異ならない（最判平 6.2.22）。

26-15

∴ 債権者（譲渡担保権者）からすれば、第三者が背信的悪意者か否かを知ることは困難であり、不測の損害を被らせるべきではないため。

8 物上代位

債権を担保するために動産譲渡担保権の設定を受けた債権者が、債務者に対して、貸渡しによって担保目的物の処分権限を付与した場合、債権者は、譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、転売された目的動産の売買代金債権を差し押さえることができる（最決平 11.5.17）。

21-15

29-15

⇒ 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、目的動産が滅失した場合に損失を填補するための損害保険金請求権にも及ぶが、譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している限りは、上記保険金請求権に直ちに物上代位権を行使することができる旨が合意されているなどの特段の事情がない限り、物上代位することは許されない（最決平 22.12.2）。

《重要判例》

- ・ 同一の動産について複数の者にそれぞれ譲渡担保が設定されている場合、後順位の譲渡担保権者による譲渡担保権の私的実行を認めることはできない（最判平 18.7.20）。

∴ 後順位譲渡担保権者に独自の私的実行の権限を認めると、先行する譲渡担保権者に優先権を行使する機会が与えられなくなるため。

- ・ 譲渡担保権が実行されて目的物が第三者に譲渡された場合、譲渡担保権の設定者は、清算金の支払を受けるまではこの目的物を留置することができる（最判平 9.4.11）。

- ・ 譲渡担保における所有権移転の効力は、債権担保の目的を達するのに必要な範囲においてのみ認められるのであり、譲渡担保権設定者は、担保権者が換価処分を完結するまでは、債務を弁済して完全な所有権を回復することができるのであるから、正当な権限なく占有するものがある場合、特段の事情のない限り、設定者は占有者に対して返還請求することができる（最判昭 57.9.28）。

21-15

24-15

- ・ 譲渡担保権の設定者は、譲渡担保権者が清算金の支払又は提供をせず、清算金がない旨の通知もしない間に譲渡担保の目的物の受戻権を放棄しても、譲渡担保権者に対して清算金の支払を請求することができないとしている（最判平 8.11.22）。

24-15
28-15
- ・ 土地の賃借人がその賃借地上の所有する建物を譲渡担保とした場合は、特段の事情がない限り、譲渡担保の効力は土地の賃借権に及ぶ（最判昭 51.9.21）。

29-15
- ・ 不動産の譲渡担保権者がその不動産に設定された先順位の抵当権又は根抵当権の被担保債権を代位弁済したことによって取得する求償債権は、譲渡担保契約に特段の定めがない限り、譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲に含まれない（最判昭 61.7.15）。

28-15
- ・ 当事者の特約により、弁済期を経過したときは債権者が完全に所有権を取得するとし、債務者は清算金を請求できない旨を約することは有効であり、民法 349 条を潜脱する行為とはいえない（大判大 8.7.9）。

29-15
- ・ 甲の乙に対する手形債権を担保する目的で、乙が丙に対する請負代金債権の代理受領を甲に委任し、丙が甲に対し右代理受領を承認しながら、請求代金を乙に支払ったため、甲が手形金債権の満足を受けられなくなった場合において、丙が右承認の際担保の事実を知っていたなど原判示の事情があるときは、丙は、甲に対し過失による不法行為責任を負う（最判昭 44.3.4）。

29-15
- ・ 特段の事情がない限り、譲渡担保権者の地位に基づいて譲渡担保権設定者の一般債権者がした強制執行の排除を求めるため、第三者異議の訴えを提起することができる（最判昭 56.12.17）。

29-15
- ・ 債務者について会社更生手続が開始されたときは、譲渡担保権者は、目的物に対する所有権を主張することによって引渡しを請求することはできず、更生担保権者に準じて権利の届出をし、更生手続きによってのみ権利行使をすべきである（最判昭 41.4.28）。

29-15
- ・ 債務の弁済は譲渡担保の目的物の返還に対し、先履行の関係であって、両者は同時履行の関係にたたない（最判平 6.9.8）。

29-15
- ・ 不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の弁済期後に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえ、その旨の登記がされたときは、設定者は、差押登記後に債務の全額を弁済しても、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることはできない（最判 18.10.20）。

29-15

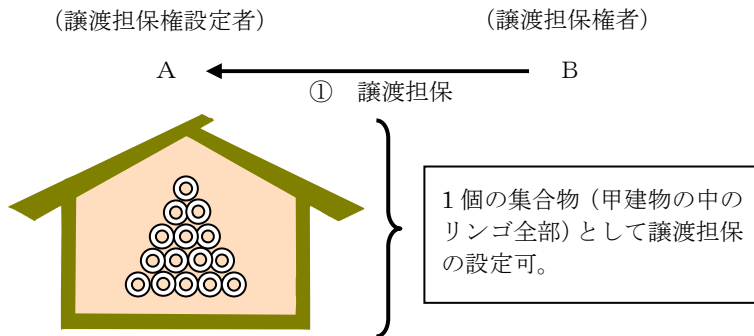
8 集合動産譲渡担保

(1) 意義

集合物とは、一般に、一定の目的の下に集められた数個の物の集団であって、その各物の物が各独自の存在感と取引価値を失うことなく、しかも、集団自体も1個の統一的財産として特有単一の経済的価値を有し、取引上一体として取り扱われているものをいう。

(2) 有効性

集合物は一物一権主義・物権の特定性に反し譲渡担保の目的となしえないのではない
19-12
かが問題となるが、構成部分が変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び
23-15
量的範囲を指定するなどの方法により何らかの方法で**目的物の範囲が特定される場合**に
29-15
は、1個の集合物として譲渡担保の目的になりうる（最判昭54.2.15）。



(3) 対抗要件

集合動産の譲渡担保権の対抗要件も動産と同様、占有改定でたりる。また、集合債権
29-15
の場合は、指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる（最判平13.11.22）。

(4) 集合物譲渡担保と先取特権との優劣

集合物に動産売買の先取特権の目的物が加入し、集合動産譲渡担保の設定として占有
23-15
改定による引渡しがあった場合、先取特権の追及効が失われ、譲渡担保が優先する（最判昭62.11.10）。

⇒ 上記判例は、譲渡担保権の性質を所有権的構成として捉えた場合の帰結といえる。

一方、これを担保権的構成として捉えると、未だ民法333条でいう『引渡し』があったとはいえず、333条で優劣を決することはできないと指摘されている。

333条【先取特権と第三取得者】

先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引渡した後は、その動産について行使することができない。

《重要判例》

- ・ 集合動産譲渡担保の設定者が、その目的物である動産につき通常の**営業の範囲を超え**る**売却処分**をした場合、当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない(最判平 18.7.20)。 23-15
⇒ なお、通常の営業の範囲内で、集合動産譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限は付与されている(同判例)。

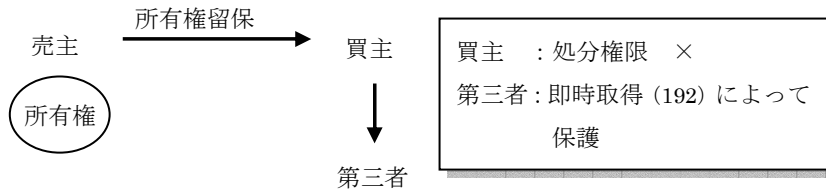
- ・ 集合動産譲渡担保の効力は、目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合に譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金についても及ぶ(最判平 22.12.2)。 25-12 27-15

第2節 所有権留保

1 所有権留保の意義等

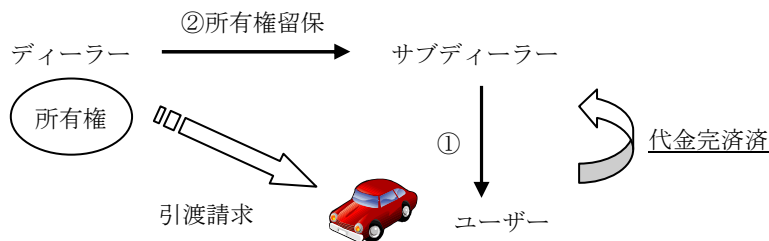
所有権留保とは、目的物の引渡し後においても売主や立替払いをした者に所有権を留保させることによって売買代金債権を担保するというもので、車の割賦販売や家電製品のクレジットカードによる購入等によく利用される。

買主が所有権の留保された動産を第三者に売却、又は譲渡担保契約を締結したとしても、
18-15
19-12
第三者は即時取得の要件（192）を満たさない限り、当該動産の所有権を取得しない。



2 所有権留保に関する判例

- ① 自動車の販売につき、サブディーラーが、まずディーラー所有の自動車をユーザーに売却し、後に当該売買契約を完成させるためにディーラーからその自動車を買い受けるという方法がとられていた場合、ディーラーが当該サブディーラーとユーザー間の売買契約の成立に協力しておきながらその後サブディーラーにその自動車を売却するにあたって所有権留保特約を付し、サブディーラーの代金不払いを理由に売買契約を解除した上、留保された所有権に基づき、既にサブディーラーに代金を完済して自動車の引渡しを受けているユーザーにその返還を請求することは権利の濫用として許されない（最判昭 50.2.28）。

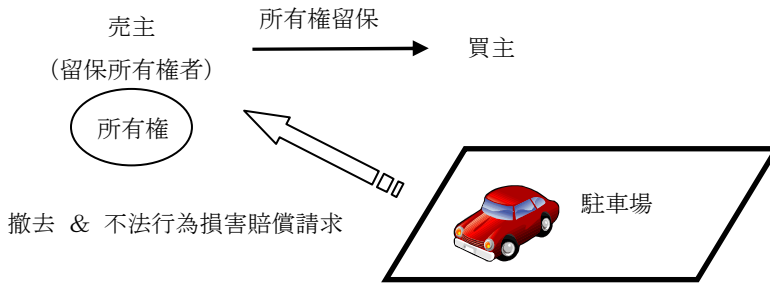


- ∴ 既に代金を完済したユーザーに対し引渡しを求めるのは、本来ディーラーが自ら負担すべき代金回収不能の危険をユーザーに責任転嫁しようとするものであるため

- ② 動産（車両）の留保所有権者は、当該動産が第三者の土地の上に存在してその土地所有権の行使を妨害していても、残債務の弁済期までは、特段の事情がない限り当該動産の撤去義務や不法行為責任を負わないが、**残債務の弁済期到来後はこれらの義務を負う**（最判平 21.3.10）。

【事例】

購入代金を立替払いした者が、立替金債務の担保のために動産の所有権を留保した場合に、当該自動車が駐車場に放置されていた。



⇒ 残債務の弁済期到来後は、撤去、不法行為損害賠償請求が可能。

第3節 代理受領

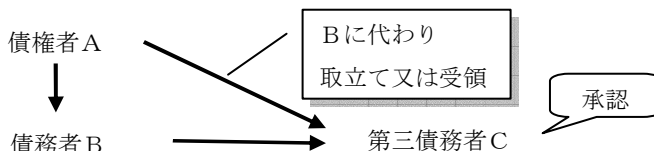
1 代理受領の意義

代理受領とは、債務者が、第三債務者に対して有する債権について、債権者が取立て又は受領の委任を受け、債権者が第三債務者から受領した金銭の返還債務と債務者に対する債権とを相殺することにより、他の債権者に優先して債権を回収するという債権の担保方法である。

債権を担保に融資を受ける方法として、債権質や債権の譲渡担保が一般的であるが、譲渡・質入れが特約で禁止されている債権を担保に融資を受ける方法として、代理受領がよく利用される。

2 代理受領の方法

債務者Bが第三債務者Cに対して有する特定債権の取立て又は受領の権限を債権者Aのみが有することにつき、第三債務者Cの承認を受けるという方法で行われる。



3 対内的効力

15-12

19-13

AB間	債権の弁済を受領することに関する委任契約が成立する。 ⇒ BがCから弁済を受領する等、委任の内容に反する行為があれば、Bは137条2号の担保を滅失・損傷させる行為として期限の利益を失う。
AC間	Cが代理受領を承諾後Bに弁済した場合、義務違反としてCはAに対して不法行為責任を負うことがある（最判昭44.3.4）。 ∴ Cの承諾は、代理受領によって得られるAの利益を正当な理由なく侵害しないという趣旨を含むものであるから。
BC間	代理受領は、債権の受領委任にすぎず、債権譲渡にはあらず、Bは依然として債権を有している。 ⇒ ・CのBに対する弁済は有効であり、債権は消滅する。 ・Bは債権の消滅時効を中断するため、Cに対し、催告をすることができる。

4 対外的効力

代理受領は、第三者（債権の譲受人、差押債権者等）への対抗要件の方法がないため、第三者に優先的地位を主張できない。

19-13